

伊丹市上下水道局水道工事図面取扱要領

(制定) 令和7年3月18日

伊水水第786号

(目的)

第1条 この要領は、伊丹市上下水道局（以下、「局」という。）等が発注する主に管路主体の請負工事（修繕工事を含む。）及び寄附採納に関する工事の設計図面及び竣工図面の取扱いについて必要な事項を定めることにより、事務の執行に係る基準及び手続きの適正化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領に関する用語の定義は、伊丹市上下水道局工事監督要領及び伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領に定めるもののほか、次の各号に示す通りとする。

- (1) 「寄附採納」とは、開発事業者等申請者（以下、「申請者」という。）が給水管及び附属施設を局に無償譲渡し、その譲渡を局が受理することをいう。寄附採納された設備は、以後、局により維持管理を行うものとする。
- (2) 「設計図面」とは、設計した建造物等の形状、構造及び寸法を一定の基準に従って記した図面をいう。
- (3) 「竣工図面」とは、工事が完了した時の建造物等の形状、構造及び寸法を一定の基準に従って記した図面をいう。

(設計図面)

第3条 主任監督員又は申請者は、水道工事図面作成基準に基づき、設計図面を作成するものとする。

(竣工図面)

第4条 受注者又は申請者（以下、「受注者等」という。）は、水道工事図面作成基準に基づき、竣工図面を作成するものとする。

- 2 竣工図面の種類は、工事目的物の竣工時の状態を表現した全ての図面とする。
- 3 受注者等は、工事の成果品として、竣工図面を速やかに局に提出しなければならない。

(手直し)

第5条 局は、提出を受けた竣工図面を精査し、不備等があった場合は、受注者等に対し、期限を定めて竣工図面の手直しを指示するものとする。

- 2 受注者等は、手直し指示を受けた場合は、伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領に基づく完成検査、又は寄附採納の受理までに竣工図面の手直しを行わなければならない。

ない。

3 受注者等は、竣工図面を手直し後、速やかに局に提出しなければならない。

(提出)

第6条 工事の成果品として提出する竣工図面は、紙データ及び電子データとする。

2 電子データに用いるフォーマットは、局が指定するドキュメント、画像及びCADによるものとする。

(その他)

第7条 この要領の実施に関して、要領に定めのないもの又は新たに疑義が生じた場合は、その都度局が定める。

附 則 (令和7年3月18日付伊水水第786号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。